

問題 4 1 株主総会に関する次のア～オまでの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．年 2 回以上利益配当をする会社では、決算期ごとに株主総会を招集しなければならない。
- イ．株主総会の議事録が書面で作成されたときは、議長及びすべての取締役は、それに署名しなければならない。
- ウ．株主総会において議決権を行使することができない株主には、株主総会の招集通知を発する必要はない。
- エ．営業の全部を譲渡することに反対の株主が、会社に対して自己の有する株式を買い取るように請求するためには、株主総会が開催される前に、書面で反対の意思を会社に通知しておけばよい。
- オ．株主は、株主総会の決議について特別の利害関係を有する場合、原則として、その議決権を行使することができない。

1．アイ 2．アウ 3．イウ 4．ウオ 5．エオ

問題 4 2 株式会社における取締役会と代表取締役に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

ア．取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってするのが原則であるが、定款で、その要件を加重することができる。

イ．取締役会は取締役が招集するのが原則であるが、監査役も、一定の場合には、取締役会を招集するように請求することができる。

ウ．代表取締役は、支配人を選任し、解任することができる。

エ．取締役会に出席することができない取締役は、代理人を出席させて、議決権を行使することができる。

オ．取締役会は代表取締役を選任するが、定款に特段の定めがない限り、取締役全員を代表取締役として選任することもできる。

1 . アウ 2 . アオ 3 . イエ 4 . ウエ 5 . エオ

問題 4 3 株主の議決権行使に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．最高裁判所の判決によれば、代理人を株主に限るという定款の定めは有効である。
- イ．会社は、1人の株主について、2人以上の代理人の株主総会への出席を認めることができる。
- ウ．株主が代理人に代理権を授与する場合、同一営業年度内のその後の株主総会につき、改めて代理権を授与する必要はない。
- エ．書面により議決権を行使する場合には、株主総会の会日の前日までに、議決権行使書面に必要な事項を記載して会社に提出しなければならない。
- オ．商法特例法上の大会社で、議決権を有する株主の数が1,000人以上の会社にあつては、株主は、書面により議決権を行使しなければならない。

1．アイ 2．イウ 3．イエ 4．ウエ 5．ウオ

問題 4 4 自己株式に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものが二つある。

その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

ア．自己株式を特定の者から買い受ける場合、株主総会の特別決議で、その者について決議をする必要がある。

イ．会社は、適法に取得した自己株式を、10年間を限度として保有することはできる。

ウ．自己株式を特定の者に対して特に有利な価額で譲渡する場合には、株主総会の特別決議を要する。

エ．会社が自己株式を処分する際に、対価として現金以外のものを受け取る場合、現物出資の規制を受け、裁判所の選任する検査役の調査を要する。

オ．営業の全部の譲渡に反対する株主からの買取請求に基づいて自己株式を取得するには、株主総会の決議は不要である。

1．アウ 2．アエ 3．イエ 4．イオ 5．ウエ

問題 4 5 社債管理会社と社債権者集会に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

ア．社債管理会社は、銀行、信託会社又は担保附社債信託法による免許を受けた会社でなければならない。

イ．各社債の金額が 1 億円を下らない場合には、社債管理会社の、設置は強制されない。

ウ．社債権者集会は、社債権者の利害に重大な関係を有する事項について、社債権者の総意を決定するために、各種類の社債別に招集されている。

エ．社債権者集会の決議が効力を有するためには裁判所の認可が必要である。

オ．社債権者集会の決議には定足数はなく、原則として、出席した社債権者の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 4 6 定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めのある会社に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。学説上争いがある場合には、最高裁判所の判決の立場によりなさい。

ア．定款変更により、会社の発行する株式の総数(発行予定株式総数)を増加させる場合、発行済株式総数の4倍を超えて増加することはできない。

イ．株主割当以外の方法で新株を発行するには株主総会の特別決議が必要である。

ウ．取締役会の承認を得ずに行われた株式の譲渡も、譲渡当事者間においては有効である。

エ．株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めを定款から削除する定款変更決議は、総株主の過半数かつ総株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

オ．取締役会の承認を得ないで行った株式の譲渡であっても、株主全員の同意がある場合には、譲受人は会社に対して、名義書換を請求することができる。

- 1．アエ 2．アオ 3．イウ 4．イエ 5．ウオ

問題 47 出資に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．株式会社では労務や信用の出資はできず、財産の出資のみが認められる。
- イ．現物出資を行うことができるのは、その責任を明確にするために、発起人または取締役に限られる。
- ウ．資本金を 2,500 万円とする株式会社では、現物出資の目的たる財産の定款に定める価格の総額が 400 万円であれば、検査役の調査は不要である。
- エ．現物出資の目的である財産が不動産である場合、それに関する定款の定めが相当であることについて弁護士の証明を受けたときに、その不動産につき不動産鑑定士の鑑定評価は不要となる。
- オ．会社設立時に現物出資がなされ、その目的たる財産の実価が定款で定めた価格に著しく不足する場合には、監査役の調査を受けた場合を除き、発起人と会社成立当時の取締役は連帯して、この不足額を支払う義務を負う。

1．アイ 2．アウ 3．イエ 4．ウエ 5．エオ

問題 48 合併に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

- ア．株式会社が有限会社と合併する場合において、存続会社を株式会社とするときは裁判所の認可は不要である。
- イ．合併当事会社は、合併期日後に株主総会を招集して、株主に対して合併に関する事項を報告しなければならない。
- ウ．存続会社の総株主の議決権の 6 分の 1 以上を有する株主が、会社に対し、書面で合併に反対の意思を通知したときには、簡易合併はできず、合併契約書につき株主総会の承認を得なければならない。
- エ．吸収合併の場合、合併当事会社は、定款の任意的記載事項の変更を含めて、合併に伴う定款変更のすべてを合併契約書に記載しなければならない。
- オ．合併当事会社は、合併を承認する株主総会の会日の 2 週間前から、合併登記の日の後 6 か月を経過するまで、合併契約書など一定の書類を本店に備え置き、株主及び会社債権者の閲覧などに供しなければならない。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ

問題 49 個人商人（小商人ではないものとする）に関する次のア～オまでの記述のうち、正しいものが二つある。その記号の組み合わせを一つ選びなさい。

- ア．個人商人は、自己の商号を登記しなければならない。
- イ．個人商人は、複数の商号を登記することができる。
- ウ．個人商人は、他の会社の営業を譲り受けた場合にかぎり、自己の商号中に会社という文字を使用することができる。
- エ．個人商人は、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
- オ．個人商人は、支配人を選任した場合、その旨を登記しなければならない。

- 1．アイ 2．アウ 3．イエ 4．イオ 5．エオ

問題 50 会社の分割に関する次のア～オまでの記述のうち、誤っているものはどれか、その記号を一つ選びなさい。

- ア．会社の分割に際しては、営業を承継する新設会社または既存会社の発行する株式又は持分が分割会社に割り当てられる場合と、分割会社の株主又は社員に割り当てられる場合とがある。
- イ．新設分割には、分割会社が 1 社である場合もあるが、複数の会社が分割会社となり、共同して 1 社を設立する場合もある。
- ウ．吸収分割においては、株式会社の営業を株式会社に承継させることも、有限会社に承継させることも認められるが、有限会社の営業は、有限会社にのみ承継させることができる。
- エ．吸収分割の場合、分割当事会社は、分割契約書で定められている日に、株主総会又は社員総会を開いて、分割契約書の承認を得なければならない。
- オ．吸収分割の場合、分割当事会社は、本店及び支店の所在地において、所定の期間内に、変更の登記をしなければならない。分割の効力はこの登記によって発生する。

1 . ア 2 . イ 3 . ウ 4 . エ 5 . オ